

延享二丑年十一月

御用にて無之荷物等、牛車大八車に積、御用之札を建、紛敷車を引候由相聞へ、不届に候、車引候者共、銘々其所之家主名主共より、嚴敷可申付候、若相背御用にて無之車に御用札を立、紛敷義も於有之者、相改車引者不及申、家主五人組名主迄、急度可申付候、右之通、町中可觸知者也、

十一月

雜載

〔枕草子^三〕にげなきもの

月夜にむな車ありきたる、

〔十訓抄^二〕小松の内府重盛賀茂祭見むとて、車四五輛ばかりにて、一條の大路に出給へり、物見車

は、みな立てならべてすきまもなし、いかなる車か、のけられずらんと、ひと／＼目をすましたるに、或便宜の所なる車どもをひきいでけるを見れば、人もものらぬ車なり、兼て見所をとりて、人を煩はさじのため、にむな車を五輛立置れたりけるなり、

〔從三位頼政卿集^戀〕返迎車戀

載せてやるわが心さへとゞろきてねたくもかへすむな車かな又見續千載集

〔日本書紀^{履中}〕五年十月甲子、葬皇妃、既而天皇悔之不治神祟、而亡皇妃、更求其咎、或者曰、車持君行

於筑紫國、而悉校車持部、兼取充神者、必是罪矣、

〔三代實錄^{光孝}〕仁和三年八月七日戊申、散位從四位上文室朝臣卷雄卒、中卷雄身體輕捷、甚有意

氣、嘗戲騰躍、脚踏駕車、牛額超、越立於車後、

〔大鏡^五〕太政大臣伊尹、花山院は、風流者にこそおはしましけれ、中あて御ゑあそびしたりしさま

にけうあり、さははしりくるまのわには、うすゝみにぬらせ給て、おほきさのほどやなどあるし